

## 国立大学法人静岡大学監事に求める人材像

国立大学法人静岡大学監事候補者選考委員会規則第3条の規定に基づき、監事に求める人材像を定める。

監事監査の目的は、国立大学法人静岡大学監事監査規則第2条に規定される、業務の適正並びに効率的及び効果的な運営を期するとともに、会計経理の適正を確保するものであると同時に、国立大学法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

このことから、本学の監事として業務を円滑に遂行していくため次の要件を満たす人材であること。

- ① 学長、理事及び教職員等と意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。
- ⑤ 組織運営に関して幅広い観点から、コンプライアンス、労務管理、リスクマネジメントに関する知見、または、財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、財務や決算に関する専門的知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。
- ⑥ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体等の組織において、リーダーシップを発揮した経験を有していると認められること。（※常勤監事が対象）